

平成28年度 第1回豊能町教育委員会会議（4月定例会）会議録

日 時： 平成28年4月27日（水）午前9時30分～午前11時46分

場 所： 豊能町役場（2階）大会議室

出席者： 教育長 石塚 謙二
教育委員 岸本 恵子（教育長職務代理）
教育委員 太田 佳子
教育委員 川村 新
教育委員 宮崎 純光
事務局： 教育次長 板倉 忠
教育総務課長 塩山 博之
教育支援課長 小田 恵美子
生涯学習課長 小嶋 均
教育支援課子ども支援室長 川西 弥生
教育総務課課長補佐 入江 太志
教育総務課主査 奥 文彦

傍聴者：1名

会議次第

1. 議長（教育長）あいさつ

2. 議 事

審議事項

- ・第 1号議案 豊能町立文化ホール条例施行規則改正の件
- ・第 2号議案 豊能町青少年指導員委嘱の件

承認事項

- ・第 1号承認 豊能町立保育所規則等改正の件
- ・第 2号承認 豊能町立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則改正の件

3. 各課、室の報告について

開会 午後9時30分

1. 議長（教育長）あいさつ

議 長：本日の出席者は5名である。過半数に達しているので、ただいまから4月度の定例会を開会する。会議録署名人を岸本教育長職務代理にお願いする。

2. 議 事

議 長：本日は、審議事項として2議案、承認事項として2議案を議題とする。

議 長：第1号議案「豊能町立文化ホール条例施行規則改正の件」について、事務局より提案説明を求める。

事務局：(議案書、資料に基づき説明)

規則に規定する「使用許可申請書」様式を改正するもので、主な内容は、従来様式では利用者が連続する複数の日を使用した場合、1日1枚ずつ申請していただいていたものを、改正様式では同様の利用であっても1枚の申請書にまとめることにより利用者の手続きを簡便化するものである。

委 員：従来様式にあって改正様式にない項目が散見される。「入場予定者」欄の「名」の表記を無くしてしまうと、人数を書くのか、町民、子ども等客層を書くのか疑義が生じる。また、縦書き、横書きが混在する、他に、実際の記載にあたり記載欄が狭すぎる個所があるのではないか。

委 員：複数日に渡る使用を1枚で申請するとのことだが、1日目と2日目で使用する設備、室が違う場合、この1枚で処理できるのか。

事務局：記載項目は現状に合わせて整理した。意見のあった個所については改正様式案を修正する。

議 長：質疑を終結する。提案のあった第1号議案について、改正様式案を一部修正することを条件として賛成の方の挙手を求める。

(挙手全員)

議 長：挙手全員である。よって、第1号議案は可決された。次に第2号議案「豊能町青少年指導員委嘱の件」について、事務局より提案説明を求める。

事務局：(議案書、資料に基づき説明)

前回定例会で定員40名中37名の委嘱を諮り、議決いただいたところであるが、その後推薦のあった新光風台地区1名について、委嘱するものである。

議 長：自治会長からの推薦か。

事務局：そうである。

議 長：質疑を終結する。提案のあった第2号議案に賛成の方の挙手を求める。

(挙手全員)

議 長：挙手全員である。よって、第2号議案は可決された。次に第1号承認「豊能町立保育所規則等改正の件」について、事務局より説明を求める。

事務局：(議案書、資料に基づき説明)

本件は、教育長に委任された事務のうち、教育委員会の議決を経ることなく臨時で代理した事務について、この定例会で報告し承認いただくものである。

内容は、行政不服審査法の改正において不服申立類型が「異議申し立て」から「審査請求」に一元化されること、また、審査請求期間が延長されることに伴い、関係する規則の規定を整備するものである。

(質問等なし)

議 長：報告のあった第1号承認に賛成の方の挙手を求める。

議 長：挙手全員である。よって、第1号承認は承認された。次に第2号承認「豊能町立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則改正の件」について、事務局より説明を求める。

事務局：(議案書、資料に基づき説明)

「小中一貫教育制度の導入に係る学校教育法等の一部を改正する法律」において「学校教育法」が一部改正されたことに伴い、学校の範囲に義務教育学校等が追加されたため、関係する規則の規定を整備するものである。

(質問等なし)

議 長：報告のあった第2号承認に賛成の方の挙手を求める。

議 長：挙手全員である。よって、第2号承認は承認された。これで審議事項、承認事項ともに終了した。それでは続いて、前回定例会以降の事務局各課・室について報告を求める。

事務局：○平成28年度豊能町一般会計予算に伴う付帯決議について
○豊能町における小中一貫教育等の充実について(答申)

委 員：付帯決議にある教育委員の増員について、教育委員会の現状をみると直ちに増員が必

要とまでは思わないが、外部からみて必要と捉えられているのであれば、考慮も必要なのかという思いはある。

委員：付帯決議の趣旨が、われわれ現委員の会議内容が、若い世代、保護者世代の感覚と乖離した議論をしていると外部に映っているのかと少々不安になる。

事務局：今回の付帯決議は平成28年度一般会計予算案に対してのもので、趣旨としては、前年の付帯決議、すなわち法改正により新教育委員会制度が発足することに伴い、町長、新教育長の権限が大きくなることから、委員増員の付帯決議を受けたが、その増員分予算が措置されていなかったことへの付帯決議である。したがって、若い世代の意見が反映されてない等の趣旨ではないと理解している。

議長：教育委員会としては、増員に反対しているということではないが、一方で現状の会議内容が機能不全になっているという認識もない、というのが各委員の総意である。あとは、町長がどのように判断されるかである。

委員：答申については、小中一貫教育等を実施する際の配置案も複数提示していただいている。これは、どの配置案を採択してもいいと私は捉えた。もちろんそれぞれの案にメリット、デメリットはあるが、示された配置案のいずれかを採択し、デメリットを解消して次の段階に進む局面に来たと思う。

例えば、デメリットの1つとして挙げられている中学校クラブ活動は来年度からでも合同実施できるのではないか。小中一貫教育実施前から答申で提示されたデメリットを事前に解消していけばよい。

委員：現状でできる小学校間の連携や、東西の中学校の交流を進めていってほしい。子どもの育つ環境を整えることが大事である。

委員：この答申でひとまず一区切りか。次の段階での取り組みは。答申中の「今後の課題」にもあるように、小中学校9年間で「育てたい子ども像」というものをしっかり策定しないといけないと思う。策定にあたっては教員の意見を集約していかないといけないが、どのように取り組んでいくのか。

議長：答申を受けての今後の予定は。

事務局：答申を受けて、示されている課題解決のために学校関係者で構成する部会を立ち上げ、教育支援課で集約し、今後の展望についても外部に発信していきたい。これについては、今年度上半期を目途に取り組んでいく。

小中一貫教育等について漠然とした不安を抱いている教員や効果を疑問視する教員もいる中で、しっかり勉強していただく場をつくりたい。

委員：部会には、首席等のベテラン教員だけではなく、幅広い年齢層で構成してほしい。

議長：教育論と町の活性化を含めた全体的な展望をどのようにしていくかということが重要である。引き続き事務局各課・室について報告を求める。

事務局：○平成27年度中学校給食について
○教育費予算について
○保育所等の給食調理委託について
○各小中学校研究指定校について
○熊本地震に伴う修学旅行の影響について
○保育料の改正について
○子育て応援ミニブックについて
○各種団体委嘱式、総会について
○シートス、図書館の指定管理について
○文化財資料のデジタル化について
○教育長出席会議等の報告について

委員：中学校給食の残さについて、喫食時間の確保をすべきでは。

委員：昼休みの時間配分に工夫の余地があるのではないか。両中学校の残さ率の違いも時間配分に起因するのではないか。

議長：両意見は校長会等を通じて学校側に伝えておく。

委員：先ほどの小中一貫教育の検討部会の件であるが、代表者を選出して検討結果を各校に持ち帰るよりも、教員全員を対象とした勉強会をするくらいでないと、検討課題が浸透しないのでは。

事務局：全員を対象とした研修会も計画している。

委員：単なる研修としてではなく、講義、授業形式で行っていただきたい。

事務局：研修内容については、意見を踏まえ検討する。

議長：以上で、本日の日程は終了でした。

次回以降の教育委員会会議の日程は5月度、5月27日（金）午後4時、6月度、6月30日（木）開催予定とする。これで本日の教育委員会会議を閉会する。

閉会 午前11時46分

以上、会議の次第を記し、これを証するためここに署名する。

平成28年4月27日 署名

豊能町教育長

石塚謙二

会議録署名人

岸本恵子